

生活保護法

(及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

指定医療機関の手引

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課

令和6年10月改訂版

目 次

項目	頁
第1 生活保護法のあらまし	1
1 生活保護制度の概要	1
2 保護の種類と方法	1
3 保護を決定し実施する機関	1
4 生活保護法による医療扶助	1
第2 医療機関の指定	2
1 医療機関の申請	2
2 指定の要件	4
3 指定の取消要件	4
4 指定の有効期間	4
5 指定日の取扱い	5
6 指定の通知	5
7 届出事項	5
8 生活保護法指定介護機関の指定	5
第3 指定医療機関の義務	7
1 医療担当義務	7
2 指導等に従う義務	7
3 指定医療機関に対する個別指導	7
4 届出の義務	7
第4 医療扶助患者の診療に関する手続き	8
1 医療扶助の申請	8
2 医療券の発行	8
3 医療の給付範囲	9
4 医療の要否の確認	9
5 後期高齢者医療制度との適用関係	10
○生活保護法～抜粋～	11
○指定医療機関医療担当規程	16
○生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬	18
○生活保護法医療券・調剤券（見本）	20
○（病院・診療所の方へ）生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用原則化についてご協力をお願い	21
○（薬局の方へ）生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用原則化についてご協力をお願い	22
○「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」について	23
○神奈川県内福祉事務所一覧表	26

第 1 生活保護法のあらまし

1 生活保護制度の概要

生活保護法（以下「法」という。）は、憲法第 25 条によって保障された生存権「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」を具体化する制度として昭和 25 年に制定され、国が、生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。（法第 1 条）

2 保護の種類と方法

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の 8 種の扶助に分けられ、それぞれの扶助は最低生活を充足するに必要とされる限度において、単給又は併給として行われます。（法第 11 条）

また、扶助の支給方法は金銭給付を原則としていますが、医療扶助及び介護扶助は、給付の性質上、現物給付を原則としています。（法第 34 条及び法第 34 条の 2）

3 保護を決定し実施する機関

保護は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を設置する町村の長が保護の実施機関として、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保護を決定し、実施する義務を負っています。（法第 19 条）

神奈川県内福祉事務所一覧 P 26～27 参照

4 生活保護法による医療扶助

生活保護法による医療扶助は、本法の扶助の一つとして、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない方に対して医療の給付を行うものです。

この医療扶助は、各市町村を担当する福祉事務所が、生活保護法による指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）に患者を委託（以下、「委託患者」という。）して行っています。指定医療機関は、医療を担当する医療機関であり、国の開設した医療機関については厚生労働大臣の指定、その他の医療機関については都道府県知事（政令指定都市、中核市にあってはその市長）の指定を受けることとされています。（法第 49 条）

第2 医療機関の指定

1 医療機関の申請

神奈川県（※指定都市及び中核市を除く。）に所在する医療機関が生活保護法の指定医療機関として指定を受けるには、次の申請手続きが必要です。

※指定都市及び中核市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）に所在する医療機関は、各市が指定等を行います。手続き方法の詳細は各市へ御確認ください。

～申請手続き方法～

所定の用紙に記入の上、神奈川県又は医療機関の所在地を管轄する保健福祉事務所に提出してください。

<必要書類>

- ① 生活保護法等指定医療機関指定・指定更新申請書
- ② 添付書類…健康保険法（または介護保険法）の指定通知書の写し

※診療所を持たない往診の医師、歯科医師は、その資格の免許証の写し

指定申請書等の用紙は、神奈川県ホームページからダウンロードできます。

神奈川県ホームページ>健康・福祉・子育て>生活保護・ホームレス支援

>生活保護について>生活保護法による指定医療機関について

>指定医療機関の申請・届出など

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/p811312.html>

種 別	手 続 き	提 出 先
医科・歯科・薬局	保険医療機関として医療機関の申請を同時に行う場合	関東信越厚生局 ※
	指定医療機関のみに関する申請等を行う場合	神奈川県等
訪問看護ステーション 助産機関・施術機関	—	神奈川県等

※令和5年7月より、指定医療機関の申請等（新規指定申請、更新申請、変更届、廃止届、休止届、再開届、辞退の申出）を、関東信越厚生局神奈川事務所を経由して神奈川県に提出することが可能となりました。保険医療機関と指定医療機関の申請等を同時に行う場合については、関東信越厚生局神奈川事務所へ1枚の様式で、申請可能ですので、以下の関東信越厚生局ホームページより様式をダウンロードしてください。

なお、訪問看護ステーションについては対象外となります。

(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/hoken_shitei/index.html)

<提出先>

医療機関の所在地	提出先・問合せ先
神奈川県 (指定都市、 中核市を除く)	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課生活保護グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 TEL : 045-210-1111 (内線 4915、4916)

神奈川県内福祉事務所一覧 P 26～27 参照

(指定都市及び中核市の場合) 申請書等の用紙が異なります。各市へ御確認ください。

医療機関の所在地	提出先・問合せ先
横浜市	横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課 TEL : 045-671-4088
川崎市	川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL : 044-200-2646
相模原市	相模原市健康福祉局生活福祉部生活福祉課 TEL : 042-707-7021
横須賀市	横須賀市福祉部生活支援課 TEL : 046-822-8246

2 指定の要件（法第 49 条の 2 第 2 項各号）

(1) 他法による指定を受けていること

ア 健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の規定による指定

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 に規定する内容の医療を行う医療機関にあつては、同法第 38 条第 1 項の規定による指定

(2) 開設者及び管理者が欠格事由に該当しないこと

<欠格事由の例>

ア 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者

エ 指定の取消し処分に係る通知があつた日から当該処分をする日までの間、または検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に、指定の辞退の申し出をした者で、当該申し出の日から起算して 5 年を経過しない者

3 指定の取消要件（法第 51 条第 2 項各号）

法第 51 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

<取消要件の例>

ア 「2 指定の要件 (2)」の欠格事由に該当するとき

イ 診療報酬の請求に関し不正があつたとき

ウ 都道府県知事等より資料の提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき

エ 不正の手段により指定を受けたとき

オ 被保護者の医療に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき

4 指定の有効期間（法第 49 条の 3）

(1) 指定の更新

指定医療機関の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います。

指定の更新時期が近づいたら、更新申請書類を指定医療機関へ送付します。提出期限までに申請書類を御提出ください。指定の有効期間内に更新の申請がされなかった場合は、指定が失効しますので御注意ください。

(2) 更新手続きが不要な医療機関

指定医療機関のうち、次の①、②に該当する医療機関については、その指定の効力を失う

日前6月から同日前3月までの間に、別段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなされます。(法第49条の3第4項(健康保険法第68条第2項の準用))

- ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する(個人開設)指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの

5 指定日の取扱い

指定日は、神奈川県又は福祉事務所が申請書を受理した日となります。ただし、健康保険法等他法の指定を要件とする医療機関については、他法による指定日以降の指定年月日となります。

なお、指定年月日の遡及は原則として行いませんが、やむを得ず申請日より前に患者(被保護者)の診療をしたときは、その旨を必ずお申し出ください。

6 指定の通知

医療機関等を指定したときは、申請者に指定通知書を交付するとともに、神奈川県ホームページにその旨を掲載します。

7 届出事項

指定医療機関において、届出事項に変更があった場合、業務を廃止等する場合は、関東信越厚生局、神奈川県又は医療機関の所在地を管轄する福祉事務所に届出書を提出してください。

届出事項一覧 P6 参照

8 生活保護法指定介護機関の指定

平成26年7月1日以降、新たに健康保険法に基づく保険医療機関、保険薬局に指定された医療機関で介護保険法による指定があったときは、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。生活保護法の指定が不要な場合には、「指定を不要とする旨の申出書」(※)を提出してください。

(※) 指定を不要とする旨の申出書について

神奈川県介護保険主管課から、介護保険法によるみなし指定の意向確認文書を医療機関へ送付しています。その際、生活保護法の「指定を不要とする旨の申出書」の用紙を併せてお送りしますので、御確認ください。

<届出事項一覧>

	届出を要する事項	提出書類					
		指定・指定更新申請書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届
新規	初めて指定を受けるとき	○					
	※健康保険法（または介護保険法）による指定通知書の写しを添付してください。 ※診療所を持たない往診の医師や歯科医師のみ、医師免許証の写しを添付してください。						
すでに指定を受けている場合	指定の更新期限を迎えるとき	○					
	※健康保険法で更新不要とされた医療機関は、手続きが不要です。						
	医療機関コードが変更になったとき	○		○			
	医療機関コードが変わらない場合で以下のとき (1) 医療機関名の変更 (2) 医療機関の住所が住居表示・地番整理により変更 (3) 開設者の交代 (4) 管理者の交代			○			
	業務を廃止した場合			○			
	1. 業務を休止した場合				○		
	業務を休止した医療機関が再開した場合					○	
	生活保護法等による指定のみ辞退する場合（業務は継続） ※任意に辞退ができますが、30日以上の予告期間が必要です。						○
医療機関が他法による処分を受けた場合						○	

※申請書等、届出の様式は神奈川県ホームページからダウンロードすることができます。
 ※保険医療機関と指定医療機関の申請等を同時に行う場合については、関東信越厚生局神奈川事務所へ1枚の様式で、申請可能ですので、以下の関東信越厚生局ホームページより様式をダウンロードしてください。なお、訪問看護ステーションについては対象外となります。
 (https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/hoken_shitei/index.html)

第3 指定医療機関の義務

生活保護法等により指定された医療機関は、次の事項を守っていただきます。

1 医療担当義務

- (1) 懇切丁寧に被保護者（委託患者）の医療を担当すること（法第50条第1項）
- (2) 「指定医療機関医療担当規程」の規定に従うこと

指定医療機関医療担当規程 P16～17 参照

- (3) 生活保護法第52条による診療方針により、医療を担当すること

→指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険（75歳以上の方は後期高齢者医療制度）の例による。これによらない場合は、「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」の定めによる。

〔 歯科材料としての金（金位14カラット以上の合金）、特定療養費の支給に係るもの、保険外の診療や材料等、生活保護法の医療扶助として認められないものがあります。 〕

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針
及び診療報酬 P18～19 参照

2 指導等に従う義務

- (1) 被保護者（委託患者）の医療について都道府県知事の行う指導に従うこと（法第50条第2項）
- (2) 診療内容及び診療報酬請求の適否に関する厚生労働大臣又は都道府県知事の報告命令に従うこと（法第54条第1項）
- (3) 厚生労働大臣又は都道府県知事が当該職員に行わせる立入検査を受けること（法第54条第2項）

3 指定医療機関に対する個別指導

委託患者の診療状況等について、診療録その他帳簿書類を閲覧し、医療扶助に関する事務取扱等について懇談指導します。

なお、実施にあたっては、事前に指定医療機関へ連絡の上、文書で通知します。

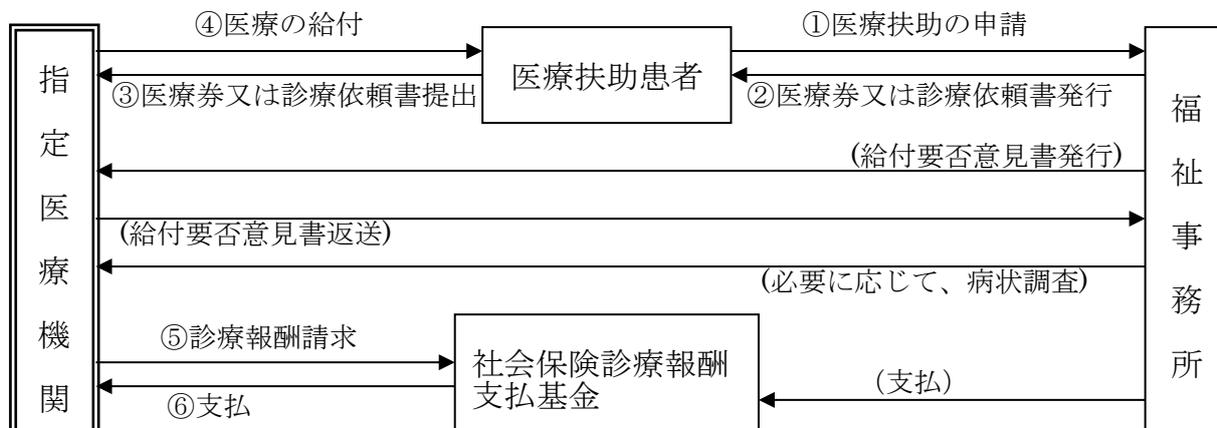
4 届出の義務

指定医療機関は、当該指定医療機関の名称等に変更が生じた場合、事業を廃止等する場合は、所定用紙により届出を速やかに（10日以内）行ってください。（法第50条の2、施行規則第14及び第15条）

届出事項一覧 P6 参照

第4 医療扶助患者の診療に関する手続き

～医療扶助患者の委託から診療報酬の支払までの流れ～



※診療報酬請求権の消滅時効は、診療日の翌月1日から起算して5年となっています。

根拠法令：民法第166条第1項
(令和2年3月30日付社援保発0330第4号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」の一部改正について)

1 医療扶助の申請

医療扶助を受ける者は、まず福祉事務所長に対して保護の申請を行います。ただし、急迫した状況にある場合は、保護の申請がなくても福祉事務所長の職権により保護が行われます。

2 医療券の発行

申請を受けた福祉事務所長は、医療の必要性を検討した上で医療扶助の適用を決定し、「生活保護法医療券・調剤券」(以下「医療券」という。)又は「診療依頼書」を発行します(診療依頼書の場合は、後日、医療券が発行されます)。

【注意事項】

(1) 医療券を必ず確認してください。

- ・資格…委託患者の資格は、生活保護法単独の場合、生活保護法と医療保険(国民健康保険を除く。)又は他の公費負担医療との併用の場合があります。
- ・本人支払額…「本人支払額」欄に記載のある場合は、この金額を委託患者より徴収してください。
- ・受給者番号…委託患者ごとに番号が付番されます。保護の受給状況により、受給者番号が変更される場合があります。

(2) 請求の際には、医療券の記入事項を診療報酬明細書等に正確に転記してください。

生活保護法医療券・調剤券(見本) P20 参照

3 医療の給付範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤（※）又は治療材料
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

医療の給付範囲は、健康保険及び国民健康保険の療養の給付と療養費の支給の範囲を併せたものとほぼ同様です。

なお、原則 75 歳以上の委託患者については後期高齢者医療制度の例によります。

後期高齢者医療制度との適用関係 P10 参照

(※) 後発医薬品の使用原則化について

(法第 34 条第 3 項及び指定医療機関医療担当規程第 6 条)

従来、処方医が医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能と判断している場合は、可能な限り後発医薬品を使用していただくこととされていましたが、平成 30 年 10 月 1 日付の生活保護法の改正により後発医薬品の使用が原則化されました。

後発医薬品の使用が可能な場合には、後発医薬品の使用について説明していただき、原則として後発医薬品を処方していただきますようお願いいたします。取扱いの詳細は「生活保護における後発医薬品の使用原則化についてご協力のお願い」を御確認ください。

生活保護における後発医薬品の使用原則化についてご協力のお願い P21～22 参照

4 医療の要否の確認

(1) 要否意見書

福祉事務所は医療扶助の要否を判断するため、指定医療機関から医療の必要性、内容及び程度についての意見を記載する要否意見書を徴し確認します。

新たに生活保護を開始する場合や入院時等に要否意見書を指定医療機関に送付しますので、医療扶助に係る所要事項を記入の上、速やかに提出してください。提出された要否意見書により医療扶助の要否を決定し、医療券を発行します。

なお、要否意見書は、指定医療機関医療担当規程第 7 条により無償で交付をしていただくこととなります。

指定医療機関医療担当規程 P16～17 参照

<各要否意見書>

- ア 医療要否意見書
- イ 精神疾患入院要否意見書
- ウ 給付要否意見書…移送、治療材料、施術（柔道整復、あん摩マッサージ、はり・きゅう）
- エ 訪問看護要否意見書

(2) 病状調査

福祉事務所は、被保護者（委託患者）の援助にあたり指定医療機関を訪問し、委託患者及びその家族の指導上必要な事項について主治医等から話を伺う「病状調査」を行います。

指定医療機関は、福祉事務所による委託患者の病状等に関する調査に無償で協力していただく必要があります。また、この病状調査は、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」にあたるため、被保護者の同意を得ずに、福祉事務所は情報提供を受けることができます。

5 後期高齢者医療制度との適用関係

被保護者については、高齢者の医療の確保に関する法律第51条第1号の規定により、後期高齢者医療制度の適用除外とされます。

(1) 75歳以上の方

被保護者については、高齢者医療制度の適用除外となり、生活保護の医療扶助が適用されます。

(2) 64歳から74歳で一定の障害の状態にあることにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

当該認定を受けた後期高齢者医療制度の被保険者が、生活保護の適用を受け被保護者となった場合、高齢者医療制度の適用除外となり、生活保護の医療扶助が適用されます。

	対象者の区分	生活保護適用時の取扱い			
		適用	負担割合	医療券	診療報酬点数
(1)	75歳以上の者 (後期高齢者医療の被保険者)	医療扶助 (後期高齢者適用除外)	医療扶助 10割	単独券	後保 扱い
(2)	65歳以上75歳未満で ・広域連合の認定障害を 受けている者 (後期高齢者医療の被保険者)	医療扶助 (後期高齢者適用除外)	医療扶助 10割	単独券	後保 扱い

生活保護法～抜粋～

(昭和二十五年五月四日 法律第四百四十四号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性)

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

第二章 保護の原則

(種類)

第十一条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

(医療扶助)

第十五条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(医療扶助の方法)

第三十四条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

4 第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

（医療機関の指定）

第四十九条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

（指定の申請及び基準）

第四十九条の二 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

三 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

四 前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

三 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

四 前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定医療機関の義務）

第五十条 第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧な被保護者の医療を担当しなければならない。

二 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

（変更の届出等）

第五十条の二 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退及び取消し）

第五十一条 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

二 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

- 三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。
- 四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
- 五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第五十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第五十三条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第五十四条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(助産機関及び施術機関の指定等)

第五十五条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

(費用等の徴収)

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(厚生労働大臣への通知)

第八十三条の二 都道府県知事は、指定医療機関について第五十一条第二項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならない。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第八十四条の四 第五十四条第一項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

指定医療機関医療担当規程

(昭和二十五年八月二十三日 厚生省告示第二百二十二号)
改正文 (平成三〇年九月二八日厚生労働省告示第三四四号)

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条第一項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

(指定医療機関の義務)

第一条 指定医療機関は、生活保護法(以下「法」という。)に定めるところによる~~ら~~ほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者(以下「患者」という。)の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

第二条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第三条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第四条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第五条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第六条 指定医療機関の医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品(法第三十四条第三項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができる~~と~~認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第九条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

第七条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第八条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第九条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から五年間保存しなければならない。

(通知)

第十条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知つた場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。

二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第十一条 指定医療機関である健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、第五条の規定は適用せず、第八条中「に関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第十二条 指定医療機関である薬局にあつては、第五条の規定は適用せず、第八条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替え適用するものとする。

(準用)

第十三条 第一条から第十条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第一条から第五条まで、第七条第一項及び第八条から第十条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬

(昭和三十四年五月六日 厚生省告示第百二十五号)
改正文 (平成二八年三月三十一日厚生労働省告示第一五六号)

生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)第五十二条第二項(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定により、生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和三十四年一月一日から適用し、生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和三十五年八月厚生省告示第百二十二号)は、昭和三十三年十二月三十一日限り廃止する。

生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬

一 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行なわない。

二 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第二条第七号に規定する療養(次項において「長期入院選定療養」という。))につき別に定めるところによる場合を除く。第四項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。

三 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十二条第一項第一号に掲げる場合の例による。

四 前三項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)の基本原則及び原則に基づき国民健康保険の診療方針及び診療報酬(保険外併用療養費の支給に係るものを除く。)と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。

五 七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(健康保険法(大正十一年法律第七十号)若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法(昭和三十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。)に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。))及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第七十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第七十九条第一項の規定による厚生労働大臣の定め)の例による。

六 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第四十五条第三項(同法第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第十九条第一項第二号又は同条第二項に該当する場合にあつては現在地とし、同条第三項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は現在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬は、当該定の例による。

七 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第八十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第七十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。

八 第六項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第六項の規定は、これを適用しない。

生活保護法医療券・調剤券（見本）

様式第23号

生活保護法医療券・調剤券（ 年 月分）						
公費負担者 番 号						有 効 期 間 日から 日まで
受給者番号						単独・併用別 単独・併用
氏 名	(男・女)					
居 住 地						
指定医療 機 関 名						
傷 病 名	(1)	診 療 別	入院 歯科			
	(2)		入院外 調剤			
	(3)		訪問看護			
		本人支払額	円			
地区担当職員名	取扱担当者名					
	福祉事務所長 印					
備 考	社 会 保 険		あり (健・社) なし			
	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律第37の2		あり なし			
	そ の 他					

生活保護法の指定を受けている病院・診療所の方へ

生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 使用原則化についてご協力のお願い

- 後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取り組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していただくことになりました。

【生活保護を受けている方への処方について】

1. 生活保護を受けている患者について、医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として（※）後発医薬品を使用（又は処方）するようお願いします。
- ※ 例外として先発医薬品が使用されるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。
2. ただし、この取扱いは、医師の処方に関する判断をしぼるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用（又は処方）することが可能です。
3. なお、一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において被保護者の後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬ができない等の事情が認められる場合は、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんので、ご対応をお願いします。

【福祉事務所への情報提供等について】

- 生活保護を受けている患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。

生活保護法の指定を受けている薬局の方へ

生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 使用原則化についてご協力のお願い

- 後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取り組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していただくことになりました。

【生活保護を受けている方への調剤について】

1. 生活保護を受けている方が、一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の処方箋を持って、調剤を受けに来ましたら、原則として後発医薬品を調剤するようお願いいたします。
2. 一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の場合、例外として、先発医薬品を調剤できるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。
3. また、後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬ができない等の事情が認められる場合は、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認した上で、調剤するようお願いいたします。確認結果については、調剤録（薬剤師法第28条ただし書きの場合を除く。）に記入してください。ただし、処方医との連絡が取れず、やむを得ない場合は、福祉事務所へ連絡していただき、先発医薬品を調剤することも可能です。

※初回調剤時に、休日や夜間等、福祉事務所にも連絡が取れない場合には、事後的に福祉事務所に報告することとして、先発医薬品を調剤することも可能です。

※こうした対応を行った場合は、速やかに（遅くとも次回受診時まで）、処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認してください。

【福祉事務所への情報提供等について】

1. 上記2又は3の事由により、先発医薬品を調剤した場合、これまで通り調剤報酬請求書の摘要欄に後発医薬品を調剤しなかった理由を記載していただくようお願いいたします。
※可能な限り後発医薬品を調剤できる体制整備に努めていただきますようお願いいたします。
2. 生活保護を受けている患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所へ情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」について

1 支援給付の概要

この制度は、先の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等と、長年に渡り労苦を共にしてきた特定配偶者を対象として、平成20年4月1日から実施されている制度です。これは、中国残留邦人等に対して、中国残留邦人等が老齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に、その中国残留邦人等及びその配偶者に対して支給されるものです。支援給付は中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定に基づき、生活保護法に準じた取扱いとなります。

2 指定医療機関及び指定施術者の指定申請について

中国残留邦人等支援法の医療支援給付のための診療や施術を担当する機関は、生活保護法と同様に指定を受けることとされています。そのため、平成20年4月以降、生活保護法指定申請書は中国残留邦人等支援法の医療支援給付の申請書を兼ねています。

～医療支援給付の概要～

(1) 対象者

永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有する中国残留邦人等及びその配偶者のうち、世帯の収入が一定の基準に満たない者

(2) 根拠法

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」（平成6年法律第30号 平成26年10月1日改正）

(3) 受診の手続き

受診の手続きは原則生活保護法と同様ですが、本人負担の軽減のため、医療要否意見書、医療券は、各市等の担当課から医療機関等あて直接お送りします。医療機関等の窓口では、「本人確認証」により本人であることを確認してください。

本人確認証（見本） P25 参照

※急病等により、実施機関から医療券の送付や連絡がない方が受診された場合には、実施機関あて連絡をお願いします。

（施術に関しての要否意見書は、生活保護と同様に事前の調整が必要です。）

(4) 診療報酬の請求

生活保護と同様に社会保険診療報酬支払基金に請求してください。「医療支援給付」の法別番号は「25」となります。

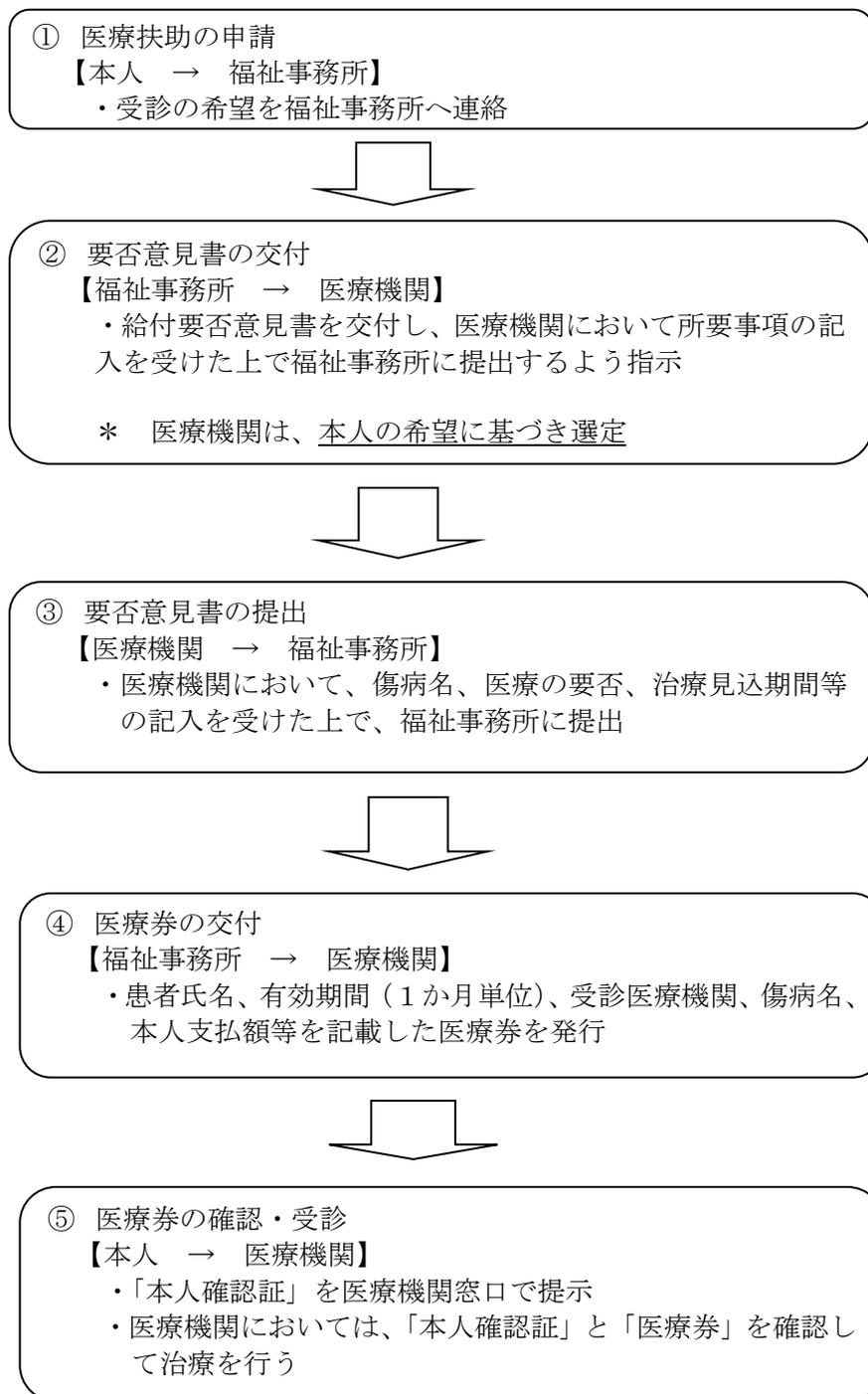
(5) 実施機関

各市は福祉事務所等、町村部は当該町村を所管する保健福祉事務所

神奈川県内福祉事務所一覧 P26～27 参照

<医療支援給付手続きの流れ>

実施にあたっては、中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、生活を円滑に営むことができるようにするために、必要な配慮をして懇切丁寧に行うとともに、本制度の趣旨をご理解いただき御協力をお願いします。



本人確認証（見本）

別記様式第1号

本人確認証		No
氏名		写 真
生年月日		
性別		
住所		
<p>上記の者については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。</p>		
発行日	年 月 日	
実施機関の長 印		
<p>この確認証の有効期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。</p>		

（裏面）

（注意）

- （1） この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。
- （2） この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出てください。
- （3） この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。
 - ①御本人が支援給付を受けなくなったとき。
 - ②確認証の記載事項に変更があったとき。
 - ③確認証の有効期間が満了したとき。
 - ④確認証が使用に耐えなくなったとき。
 - ⑤確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。
- （4） 医療機関で受診する際には、この確認証を窓口に提示してください。

神奈川県内福祉事務所一覧表

福祉事務所名	公費負担者番号								所在地	電話番号
	1	2	1	4	1	0	1	6		
横浜市鶴見福祉保健センター	1	2	1	4	1	0	1	6	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1782
横浜市神奈川福祉保健センター	1	2	1	4	1	0	2	4	横浜市神奈川区広台太田町3-8	045-411-7105
横浜市西福祉保健センター	1	2	1	4	1	0	3	2	横浜市西区中央1-5-10	045-320-8407
横浜市中福祉保健センター	1	2	1	4	1	0	4	0	横浜市中区日本大通35	045-224-8241
横浜市南福祉保健センター	1	2	1	4	1	0	5	7	横浜市南区浦舟町2-33	045-341-1203
横浜市港南福祉保健センター	1	2	1	4	1	0	6	5	横浜市港南区港南4-2-10	045-847-8404
横浜市保土ヶ谷福祉保健センター	1	2	1	4	1	0	7	3	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6314
横浜市旭福祉保健センター	1	2	1	4	1	0	8	1	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6104
横浜市磯子福祉保健センター	1	2	1	4	1	0	9	9	横浜市磯子区磯子3-5-1	045-750-2405
横浜市金沢福祉保健センター	1	2	1	4	1	1	0	7	横浜市金沢区泥亀2-9-1	045-788-7814
横浜市港北福祉保健センター	1	2	1	4	1	1	1	5	横浜市港北区大豆戸町26-1	045-540-2329
横浜市緑福祉保健センター	1	2	1	4	1	1	2	3	横浜市緑区寺山町118	045-930-2318
横浜市青葉福祉保健センター	1	2	1	4	1	1	7	2	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	045-978-2446
横浜市都筑福祉保健センター	1	2	1	4	1	1	8	0	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2311
横浜市戸塚福祉保健センター	1	2	1	4	1	1	3	1	横浜市戸塚区戸塚町16-17	045-866-8431
横浜市栄福祉保健センター	1	2	1	4	1	1	5	6	横浜市栄区桂町303-19	045-894-8400
横浜市泉福祉保健センター	1	2	1	4	1	1	6	4	横浜市泉区和泉町4636-2	045-800-2400
横浜市瀬谷福祉保健センター	1	2	1	4	1	1	4	9	横浜市瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5705
川崎市川崎区役所保健福祉センター	1	2	1	4	1	3	1	3	川崎市川崎区東田町8	044-201-3113
川崎市田島地区健康福祉ステーション	1	2	1	4	1	3	2	1	川崎市川崎区鋼管通2-3-7	044-322-1960
川崎市大師地区健康福祉ステーション	1	2	1	4	1	3	3	9	川崎市川崎区東門前2-1-1	044-271-0130
川崎市幸区役所保健福祉センター	1	2	1	4	1	3	4	7	川崎市幸区戸手本町1-11-1	044-556-6666
川崎市中原区役所保健福祉センター	1	2	1	4	1	3	5	4	川崎市中原区小杉町3-245	044-744-3113
川崎市高津区役所保健福祉センター	1	2	1	4	1	3	6	2	川崎市高津区下作延2-8-1	044-861-3113
川崎市多摩区役所保健福祉センター	1	2	1	4	1	3	7	0	川崎市多摩区登戸1775-1	044-935-3113
川崎市宮前区役所保健福祉センター	1	2	1	4	1	3	8	8	川崎市宮前区宮前平2-20-5	044-856-3113
川崎市麻生区役所保健福祉センター	1	2	1	4	1	3	9	6	川崎市麻生区万福寺1-5-1	044-965-5100
相模原市緑福祉事務所	1	2	1	4	2	6	3	4	相模原市緑区西橋本5-3-21	042-775-8809直
相模原市中央福祉事務所	1	2	1	4	2	6	1	8	相模原市中央区富士見6-1-20	042-769-9265直
相模原市南福祉事務所	1	2	1	4	2	6	2	6	相模原市南区相模大野6-22-1	042-701-7720直

横須賀市福祉事務所	1	2	1	4	4	0	1	0	横須賀市小川町11	046-822-4000代
平塚市福祉事務所	1	2	1	4	2	0	1	4	平塚市浅間町9-1	0463-23-1111代
鎌倉市福祉事務所	1	2	1	4	2	1	1	3	鎌倉市御成町18-10	0467-23-3000代
藤沢市福祉事務所	1	2	1	4	2	2	1	2	藤沢市朝日町1-1	0466-50-3572直
小田原市福祉事務所	1	2	1	4	2	3	1	1	小田原市荻窪300	0465-33-1463直
茅ヶ崎市福祉事務所	1	2	1	4	2	4	1	0	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111代
逗子市福祉事務所	1	2	1	4	2	5	1	9	逗子市逗子5-2-16	046-873-1111代
三浦市福祉事務所	1	2	1	4	2	7	1	7	三浦市城山町1-1	046-882-1111代
秦野市福祉事務所	1	2	1	4	2	8	1	6	秦野市桜町1-3-2	0463-82-5111代
厚木市福祉事務所	1	2	1	4	2	9	1	5	厚木市中町3-16-1	046-225-2211直
大和市福祉事務所	1	2	1	4	3	0	1	2	大和市鶴間1-31-7	046-260-5615直
伊勢原市福祉事務所	1	2	1	4	3	1	1	1	伊勢原市田中348	0463-94-4711代
海老名市福祉事務所	1	2	1	4	3	2	1	0	海老名市勝瀬175-1	046-231-2111代
座間市福祉事務所	1	2	1	4	3	3	1	9	座間市緑ヶ丘1-1-1	046-255-1111代
南足柄市福祉事務所	1	2	1	4	3	4	1	8	南足柄市関本440	0465-73-8022直
綾瀬市福祉事務所	1	2	1	4	3	5	1	7	綾瀬市早川550	0467-77-1111代
各町村は以下の事務所が所管										
厚木保健福祉事務所（愛川町・清川村）	1	2	1	4	0	0	1	8	厚木市水引2-3-1	046-224-1111代
平塚保健福祉事務所（大磯町・二宮町）	1	2	1	4	0	0	2	6	平塚市豊原町6-21	0463-32-0130代
小田原保健福祉事務所（箱根町・真鶴町・湯河原町）	1	2	1	4	0	0	4	2	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000代
小田原保健福祉事務所足柄上センター（松田町・開成町・大井町・中井町・山北町）	1	2	1	4	0	0	3	4	足柄上郡開成町吉田島2489-2	0465-83-5111代
鎌倉保健福祉事務所（葉山町）	1	2	1	4	0	0	6	7	鎌倉市由比ガ浜2-16-13	0467-24-3900代
平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所（寒川町）	1	2	1	4	0	0	7	5	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7	0467-85-1174直